

第四次 佐久市男女共同参画プラン

～自分らしく輝く令和の時代へ～

2022–2026



佐久市

はじめに



「男女共同参画社会」を実現するためには、すべての個人が互いに人権を尊重し、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に發揮し、自由に生き方を選択することができる社会を築く必要があります。

本市では、「佐久市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、3次にわたり「佐久市男女共同参画プラン」を策定し、各種審議会への女性の登用、男女共同参画の意識づくりのための各種講演会・研修会の開催、男女共同参画推進事業者表彰など、男女共同参画社会形成のために様々な施策を推進してきました。

しかしながら、依然として、男女の地位の不平等感が存在していることや、政策・方針決定過程への女性の参画が少ないとことなど、男女の格差が解消されていない状況です。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の早期実現のため、ここに、令和4年度を初年度とする「第四次佐久市男女共同参画プラン～自分らしく輝く令和の時代へ～」を策定しました。

“令和”という新しい時代の幕開けは、令和元年東日本台風をはじめ、新型コロナウィルス感染症の蔓延など、災害の激甚化・頻発化や生命・身体への新たな危機などに直面し、私たちの日常も大きく変化しています。

新たなプランでは、様々な社会問題・環境問題の課題も背景に、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現の視点を取り入れるとともに、次世代に向け、多様な生き方や考え方を認め合うまちづくり、誰もが生きやすい社会の実現を目指し、「自分らしく輝く令和の時代へ」をサブタイトルとして掲げました。

今後、本計画を着実に推進し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がさらに広がるよう、市民、事業者、関係団体の皆様などと連携・協働により進めてまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました佐久市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様、ご協力いただきました多くの皆様に、厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

佐久市長 柳田 清二

第四次佐久市男女共同参画プラン もくじ

第1章 プラン策定について

1 計画策定の趣旨	6
2 計画策定の背景	6
3 計画の基本理念	9
4 計画の性格	9
5 計画の期間	9
6 市民意識調査	9

第2章 現状と課題

1 第3次佐久市男女共同参画プランの評価	12
2 男女共同参画の現状から見えてきた課題	15

第3章 プランの内容

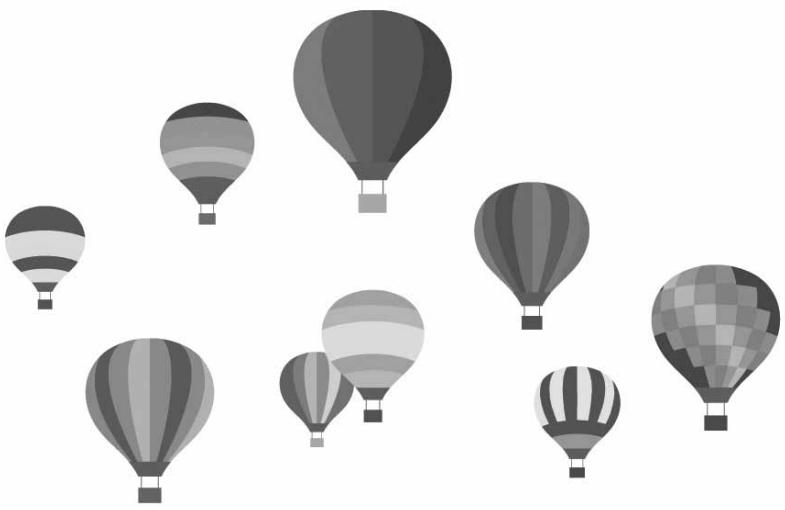
1 第四次佐久市男女共同参画プラン体系図	28
2 重点目標	29
3 基本方針と施策の方向	30
基本方針Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	30
施策の方向1 男女共同参画の視点に立った意識改革	
施策の方向2 男女平等・男女共同参画を推進する教育・学習の充実	
基本方針Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	33
施策の方向3 地域・社会活動における男女共同参画の促進	
施策の方向4 雇用などにおける男女共同参画の推進	
施策の方向5 仕事と育児・介護の両立できる環境の整備	
基本方針Ⅲ 人権の尊重と安心・安全な社会づくり	38
施策の方向6 困難を抱えた市民が安心して暮らせる環境の整備	
施策の方向7 生涯を通じた健康支援	
施策の方向8 あらゆる暴力の根絶と相談体制の充実	

第4章 プランの推進

1 男女共同参画プラン推進体制の強化	44
2 男女共同参画プラン期間内の達成目標	45

参考資料

◆用語解説	48
◆男女共同参画社会基本法	51
◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	56
◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	67
◆佐久市男女共同参画推進条例	79
◆諮問	84
◆答申	85
◆佐久市における男女共同参画のあゆみ	86
◆第四次佐久市男女共同参画プラン策定の経過	86
◆佐久市男女共同参画審議会委員名簿	87



第1章

プラン策定について

1 計画策定の趣旨

これまで、佐久市においては、平成19年（2007年）に「佐久市男女共同参画プラン」を策定し、以降3次にわたりプランを定め、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を推進してきました。

「ともにひらく21第3次佐久市男女共同参画プラン」（以下「第3次プラン」という。）の計画期間が終了を迎える中、急速な人口減少社会の進展、単身世帯及び未婚者の増加、人口知能（AI）による技術進歩など、社会情勢は大きく変化しています。

加えて、近年頻繁に発生している大規模災害や新型コロナウイルス感染症予防を日常生活に取り入れた「新たな日常」への対応が求められるなど、私たちの生活はあらゆる局面において転換期を迎えています。

このような状況を踏まえ、将来への不安を軽減し、仕事と生活の調和を図るためにも、女性の活躍を含めた多様な働き方、暮らし方を選択できる環境づくりが一層重要なとなっています。

本計画では、これまでの取組に加え、新たな課題の解決に向け、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指した「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点や、性別や国籍、年齢などにかかわらず、誰もが多様な個性を發揮しながら共存できる社会を目指した「ダイバーシティ（多様性）」の視点を取り入れながら、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた、より効果的な施策を推進するために策定するものです。

2 計画策定の背景

（1）世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）では、昭和50年（1975年）を、「国際婦人年」と定め、メキシコシティで開催された国際婦人年世界会議において、平等・発展・平和を目標に掲げた「世界行動計画」が採択され、世界的な規模で男女平等を実現するための取組が始まりました。

昭和54年（1979年）には「女子差別撤廃条約」、昭和60年（1985年）には「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、平成7年（1995年）には、北京で開催された第4回世界女性会議において、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、「女性の権利は人権である。」ことの明記や「女性のエンパワーメント」の重要性が明らかにされました。

平成12年（2000年）には、ニューヨークで開催された国連特別総会女性2000年会議において、男女平等の実現に向けたさらなる行動を明らかにした「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択され、男女共同参画の推進は国際的に大きな流れとなりました。

その後、様々な世界会議において、男女共同参画や女性の活躍、ジェンダー

平等などをテーマとした宣言や指針が採択されていますが、平成27年（2015年）に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議において、「仙台防災枠組」が採択され、防災における女性の役割の重要性が初めて明記されました。また、同年9月、「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。SDGsでは、ジェンダー平等が目標の一つとして掲げられただけでなく、「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント」が、全ての目標達成において必要不可欠であることの重要性が示されました。

（2）日本の動き

日本国内では、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」を策定し、昭和60年（1985年）には「女子差別撤廃条約」の批准を契機に、「男女雇用機会均等法」、「育児休業法」などの法整備が徐々に図られてきました。

平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、翌平成12年（2000年）には、「基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成19年（2007年）には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定するなど、家庭や地域生活などにおいても、多様な働き方や生き方が選択・実現できる社会を目指す方向が示されました。

平成27年（2015年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の制定、令和2年（2020年）には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されるなど、あらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映した取組が進められてきました。

また、同年には、男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮し、SDGsの理念を踏まえた取組やダイバーシティ（多様性）の視点などを新たに取り入れた「第5次男女共同参画基本計画」が策定されています。

（3）長野県の動き

県では、昭和55年（1980年）に「長野県婦人行動計画」を策定し、女性の地位と福祉の向上に向け取組を進めてきました。

平成13年（2001年）には、「長野県男女共同参画計画（パートナーシップながの21）」を策定し、翌平成14年（2002年）には、「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定され、県・県民・事業者の責務を明らかにするととも

に施策の基本となる事項が定められました。

現在は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間として策定された「第5次長野県男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた継続的な施策が展開されています。

(4) 佐久市の動き

市では、平成19年（2007年）に「佐久市男女共同参画プラン」、平成24年（2012年）に「ともにひらく21第2次佐久市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を推進してきました。

また、平成26年（2014年）には、「佐久市男女共同参画推進条例」（以下「推進条例」という。）を制定し、男女共同参画の推進に関し、市・市民・事業者の責務を明確にするための基本理念を定めました。

令和4年3月で、第3次プランの計画期間が終了を迎えることから、国や県の男女共同参画に関する計画の趣旨を踏まえた「第四次佐久市男女共同参画プラン～自分らしく輝く令和の時代へ～」を策定しました。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

SDGsは、平成27年（2015年）、「国連持続可能な開発サミット」で加盟国193カ国が全会一致で採択した持続可能な開発目標で、「誰一人取り残さない」をスローガンに、17のゴール・169のターゲットで構成され、ゴール5として「ジェンダー平等の実現」が設けられています。

また、この開発目標は、次世代に持続可能な社会を残していくため、2030年までに取り組むもので、貧困、教育、ジェンダー、健康、労働など男女共同参画の推進と切り離せないテーマが網羅されています。



【出典：国際連合広報センター】

3 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現を図るため、市・市民・事業者が共有すべき基本理念は、「推進条例」第3条に掲げる次の6項目とします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 政策などの立案及び決定への共同参画
- (3) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (4) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際社会の動向を踏まえた取組

4 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けた総合的、包括的な施策への取組の指針となるものであり、次の6項目の関係法や計画に基づき策定します。

- (1) 「基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- (2) 「推進条例」第11条第1項に基づく基本計画
- (3) 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画
- (4) 国の「第5次男女共同参画基本計画」や、県の「第5次長野県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえて策定する計画
- (5) 本市の「第二次佐久市総合計画」などと整合性を図り策定する計画
- (6) 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画

5 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化などにより新たに計画に盛り込むべき事由などが生じた場合や計画の進捗状況によっては、必要に応じて計画の見直しを行います。

6 市民意識調査

本計画を策定するに当たり、市民の男女共同参画社会に関する意識や現状について把握するため、次のとおり「令和2年度佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施しました。

調査対象	佐久市に居住する18歳以上の市民
調査期間	令和2年11月1日から令和2年11月30日
調査方法	層化無作為に抽出した1,000人の市民への郵送による調査
有効回収数	619通（有効回収率61.9%）

「男女平等」と「男女共同参画」

「男女平等」とは、“権利が平等であること”を言います。

女子差別撤廃条約では、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的としており、男女共同参画社会基本法では、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたと明記されています。

しかしながら、世界経済フォーラムが公表している男女格差報告（ジェンダーギャップ指数）において、日本は政治、経済、教育の各分野で低迷するなど、いまだ性別による格差が残る現状があります。

「男女平等」は、男女共同参画社会の実現のためにも、まず取り組むべき喫緊の課題であると言えます。

「男女共同参画」とは、“性差にとらわれず個々の多様性を認め、尊重し合いながら社会の様々な分野に参画し、役割や責任を一緒に担っていくこと”を言います。

働きたいと思う人が働きやすく、また家庭を大切にしたいと思う人がより育児・介護や家事に参加できる社会づくりこそが大切です。

男女の格差を縮めて機会の平等を図り、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に發揮し、自由な生き方を選択できることが、男女共同参画社会の実現には重要な視点となります。



第2章

現状と課題

1 第3次佐久市男女共同参画プランの評価

現行の第3次プラン（平成29年度から令和3年度）においては、男女共同参画社会の実現に向け、次の目標を設定し取組を進めてきました。

基本方針I 男女共同参画の意識づくり

主な施策	指標名	現状値	目標値
		R2年度	R3年度
男女共同参画社会づくりの意識の普及	「男女共同参画社会」という用語の周知度	31.0%	50%
国際社会の一員としての意識の醸成	国際交流フェスティバル・サロンの参加者数	フェスティバル：中止	フェスティバル：2,800人
		サロン：延51人	サロン：延170人
地域の慣習などに対する意識の改革	市職員を対象とした男女共同参画に関する研修会の開催	中止	1回
教職員・保育士などの男女共同参画の意識の高揚	学校教育の場は男女平等だと思う市民の割合	55.1%	80%



基本方針Ⅱ 女性が活躍できる環境づくり

主な施策	指標名	現状値	目標値
		R2年度	R3年度
方針決定の過程への女性の参画推進	審議会などにおける女性委員の登用率	25.3%	33%
防災分野における女性の参画推進	女性消防団員の加入促進	48人	57人
農業、商工業などの自営業における女性の参画促進	農業における家族経営協定の締結数	0件	10件
女性の職域拡大と管理職への登用	市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	14.4%	15%
子育てを理由に離職した女性の再就職への支援	再就職支援により、子育て期に再就職した女性数	36人	45人
「女性活躍推進事業主行動計画」に基づいた女性支援の推進	市男性（対象）職員の育児休業取得率	育児休業取得率：9.7%	育児休業取得率：5%以上
		配偶者出産支援休暇及び育児参加休暇の合計が5日以上の取得率：19.4%	配偶者出産支援休暇及び育児参加休暇の合計が5日以上の取得率：100%
企業に向けた男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	28.3%	35%
企業と連携した男性を中心とした労働慣行の見直しによる女性の活躍促進	「社員の子育て応援宣言！」登録企業数	90社	84社
子育て・介護支援体制の充実	児童館利用人数	延150,209人	延273,000人
	子育てサロンの参加者数	4,009人	7,400人
	つどいの広場参加者数	13,361人	24,000人

基本方針Ⅲ 人権の尊重と安心・安全な社会づくり

主な施策	指標名	現状値	目標値
		R2年度	R3年度
ひとり親家庭の親子などが安心して暮らせる環境の整備	就業に有利な資格などの取得支援や経済的自立の促進	自立支援教育訓練給付金事業給付対象者：2人	自立支援教育訓練給付金事業給付対象者：1人
		高等職業訓練促進給付金事業給付対象者：3人	高等職業訓練促進給付金事業給付対象者：5人
		高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業給付対象者：0人	高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業給付対象者：1人
高齢者が安心して暮らせる環境の整備	健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）	男性：80.98歳 女性：85.45歳 (R元年度)	男性：延伸 女性：延伸
障がい者や外国籍市民などが安心して暮らせる環境の整備	障がい者に対する就業・生活支援事業による就職件数	26件	31件
妊娠・出産などに関する意識づくりと健康支援	思春期から青少年に向けた「ライフデザイン講話」開催	3回	3回
男女共同参画の視点による人権の尊重と暴力をなくすための環境づくり	DVなどの身近な暴力は、どんな場合でも人権侵害だと思う市民の割合	90.0% (R元年度)	100%
DVなど暴力に対する相談機能と支援体制の充実	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合	53.3%	85%

2 男女共同参画の現状から見えてきた課題

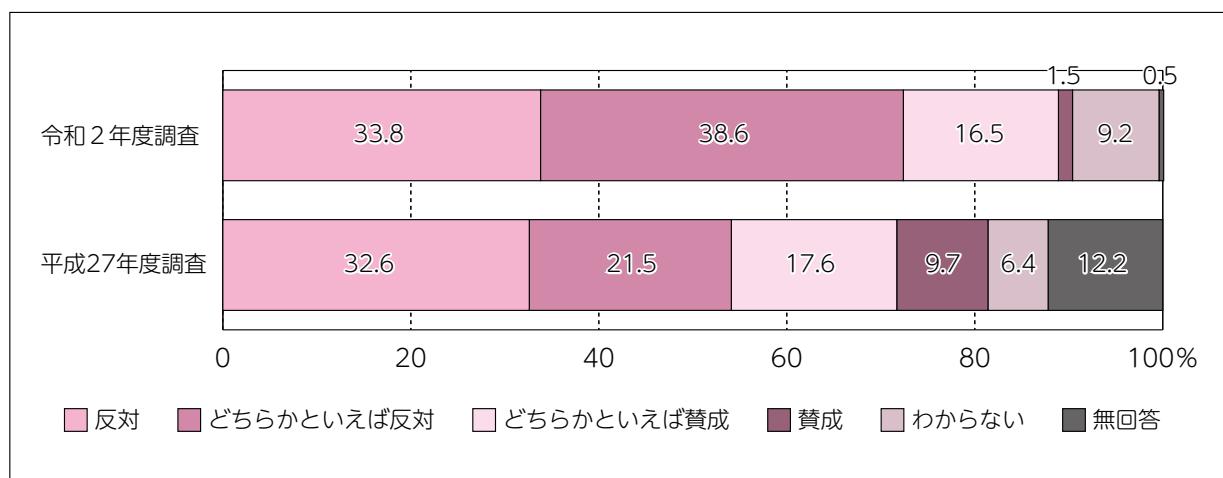
市の現状や市民意識調査などの結果から次の9つの課題が見えてきました。

課題 1 固定的性別役割分担意識や性差による偏見・思い込みの解消

男女共同参画社会の実現を阻害する要因として、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的性別役割分担意識や性差による偏見・固定的観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）があることが挙げられます。

令和2年度に実施した市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」というような、性別によって役割を固定する考え方に対する「反対」または「どちらかといえば反対」と感じている市民の割合は、72.4%に上り、平成27年度に実施した市民意識調査と比較すると18.3ポイント増加しており、固定的性別役割分担意識は少しずつですが薄くなりつつある状況が見られます。

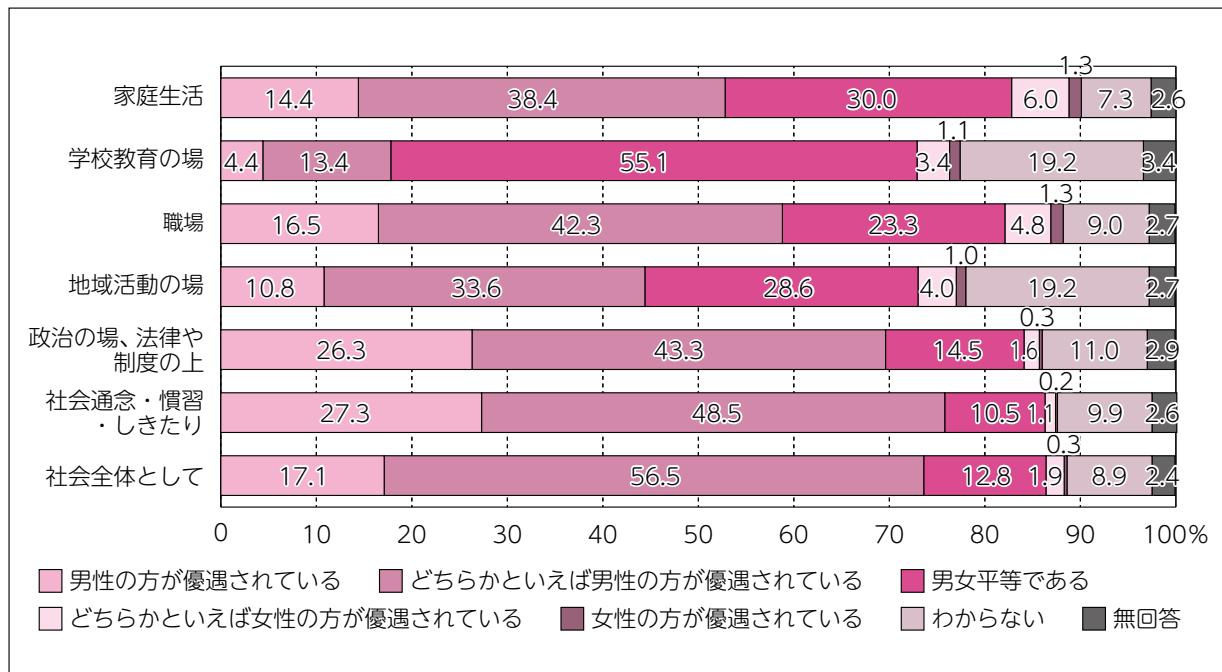
「男は仕事、女は家庭」というような、性別によって役割を固定する考え方



【資料：平成27年度、令和2年度佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査】

また、世の中の男女平等感について、「男女平等である」と感じている市民の割合は、「学校教育の場」で55.1%と半数を超えていましたが、「家庭生活」で30.0%、「地域活動の場」で28.6%、「職場」で23.3%、「政治の場、法律や制度の上」で14.5%、「社会全体として」で12.8%、「社会通念・慣習・しきたり」で10.5%となっており、男女の地位の不平等感が存在している状況がうかがえます。

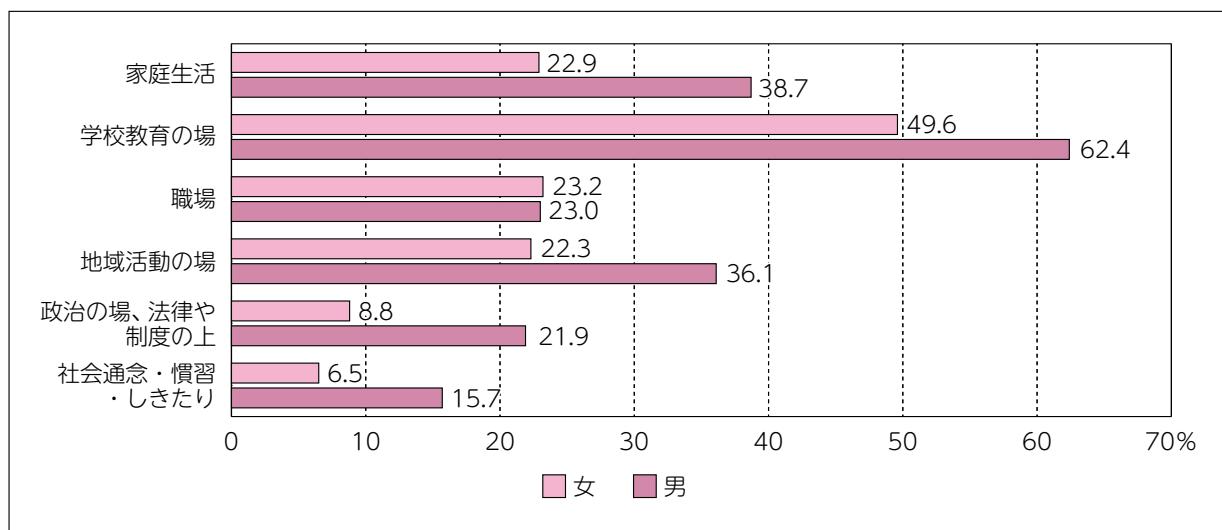
世の中の男女平等感について



【資料：令和2年度佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査】

また、男女別にみると、特に、「家庭生活」の場面において「男女平等である」と感じている男女の割合の差が15.8%と最も大きく開いており、男女による感じ方の違いがうかがえます。

「男女平等である」と感じている市民の割合【男女別】



【資料：令和2年度佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査】

このような状況から、性別によって制約されることなく、社会のあらゆる場面でその個性と能力を十分に発揮していくためには、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革が必要です。

課題2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

人間の意識の形成は、日常生活から経験的に学ぶ部分が大きく、家庭や地域における意識づくりが次世代を担う子ども達に大きな影響を与えます。

生涯を通じて、それぞれの個性と能力を発揮できるように、幼児期から男女共同参画の視点に基づく教育やライフステージに応じたきめ細やかな学習機会を充実させ、意識の醸成を図ることが必要です。

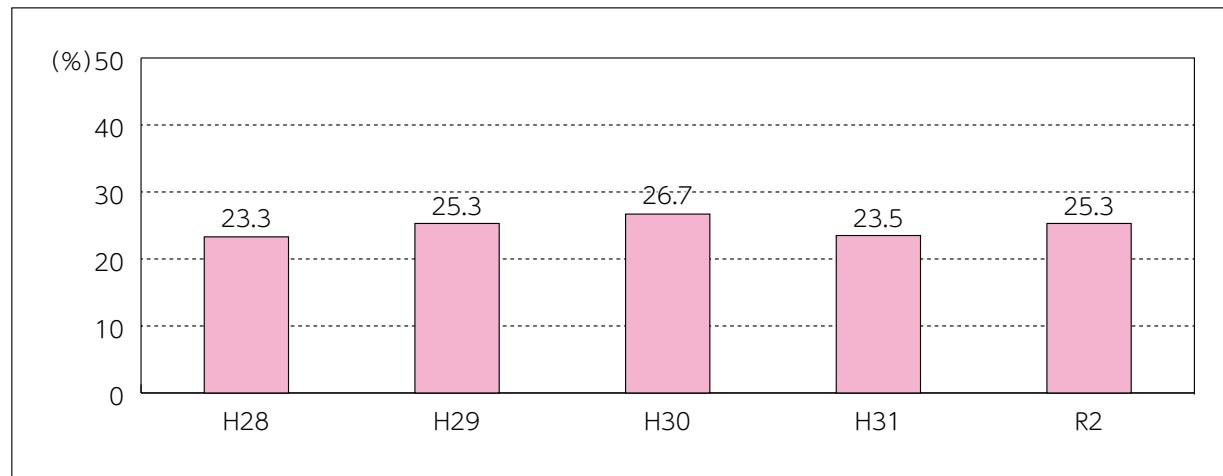
課題3 方針決定過程への女性の参画に向けた支援

人口減少社会が進み、人々の価値観も多様化する中で、政治・行政・経済分野など、社会のあらゆる分野における政策や方針を決定する過程に男女が対等に参画し、ともに責任を果たすことは、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

佐久市における各種審議会などへの女性委員の参画状況は、令和2年4月1日現在、25.3%と低い状況にあり、「女性の意見」が市政に十分に反映されていない状況であることがうかがえます。

佐久市における審議会など（地方自治法第202条の3に基づくもの）の女性委員の登用状況

各年度4月1日現在

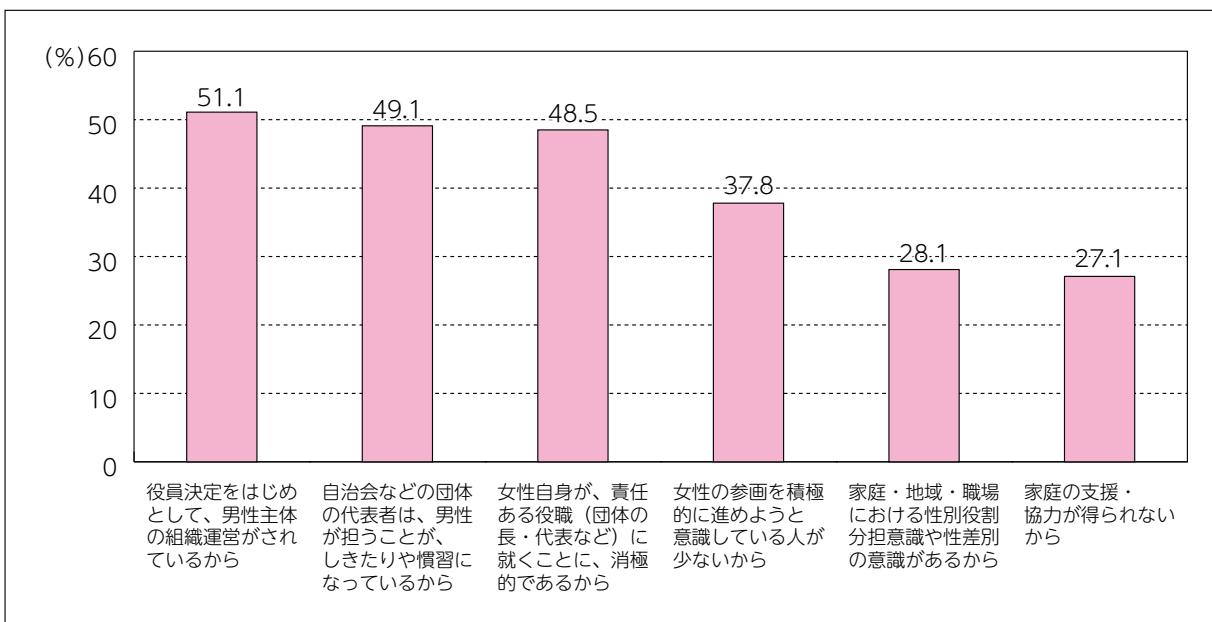


【資料：男女共同参画施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況についての報告書】

市民意識調査では、地域社会における活動に女性の参画が少ない理由として5割弱の市民が、「女性自身が、責任ある役職（団体の長・代表など）に就くことに、消極的であるから」と考える一方、約5割の市民は、「役員決定をはじめとして、男性主体の組織運営がされているから」、「自治会などの団体の代表者は、男性が担うことが、しきたりや慣習になっているから」といった女性を取り巻く環境や意識を理由としています。

このような状況から、男性主体の組織運営を変えていくためには、男性の意識改革に加え、女性自身の意識も変えていかなければなりません。ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を含めた多様な発想や価値観が反映された男女共同参画のまちづくりを展開するためにも、様々な組織運営において、男女を問わず参画できるよう、能力に応じた性差のない登用を行い、あらゆる分野にチャレンジする（したい）女性に対する支援策の強化や、その先駆的活動の普及など総合的に推進することが必要です。

女性の参画が少ない理由



【資料：令和2年度佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査】

課題 4 多様なライフスタイルに応じて働き続けることのできる環境づくり

女性が社会で活躍するために、「男女雇用機会均等法」をはじめ「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法」などの法的整備が進み、制度的な男女間の格差は解消しつつあります。しかし、女性は出産や育児などにより離職を余儀なくされ再就職後に正規雇用労働者となることが難しくなっています。

パートタイマーや派遣などの雇用形態は多様な雇用ニーズに応えるというプラスの面もありますが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には給与などの待遇面での格差が存在しており、非正規雇用労働者に女性が多いことと相まって男女間の待遇差につながっていると考えられます。

このような状況から、働くことを希望する人が性別にかかわりなく自らの希望に応じて働くことができるよう、再就職に向けた支援など、自らが望むキャリア形成が行える環境づくりが必要です。

また、令和4年4月には、企業などにおける女性活躍に向けた目標などを定める「一

「般事業主行動計画」の策定義務が常時雇用する労働者数101人以上の事業主に拡大されることから、各企業へ女性活躍に向けた情報を周知していくことが必要です。

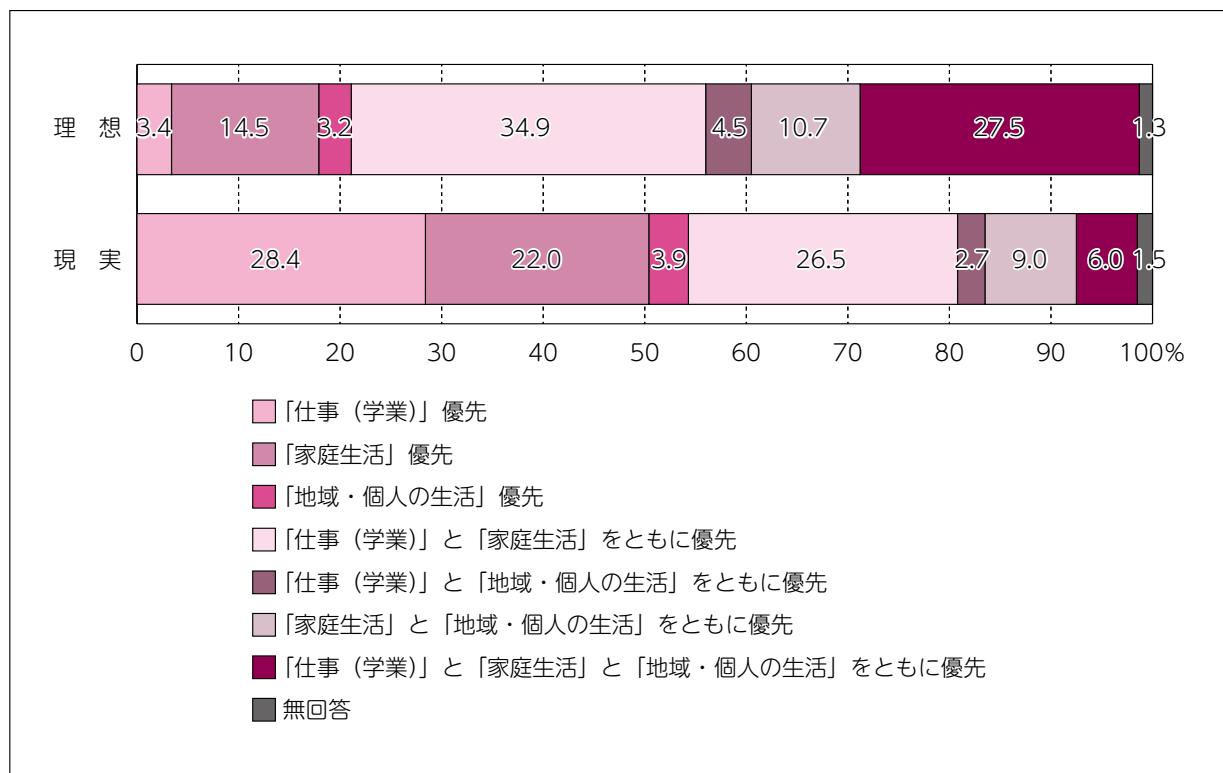
課題5 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組

あらゆる人がそれぞれの個性と能力を発揮して地域や職場で活躍するためには、ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進も必要な要素となってきます。

市民意識調査では、生活の優先度について、理想は「「仕事（学業）」と「家庭生活」をともに優先」と回答した市民の割合が34.9%と最も高くなる一方で、現実は「「仕事（学業）」優先」が28.4%と最も高く、理想と現実のギャップが生じていることがうかがえます。

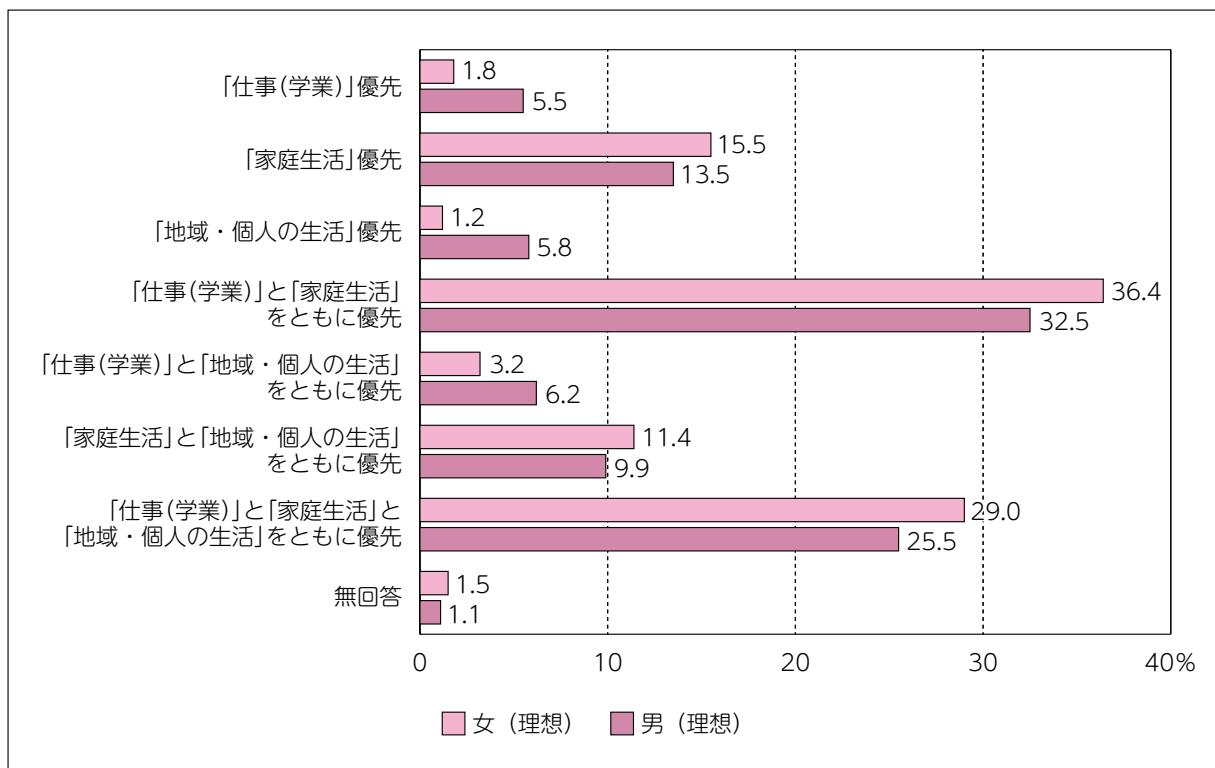
男女ともに「「仕事（学業）」と「家庭生活」を両立することを理想とはしているものの、現実では、男性は「「仕事（学業）」優先」とする割合が最も高い一方で、女性は「「家庭生活」優先」とする割合が最も高く、性別による役割分担意識を強く感じていることがうかがえます。

生活優先度



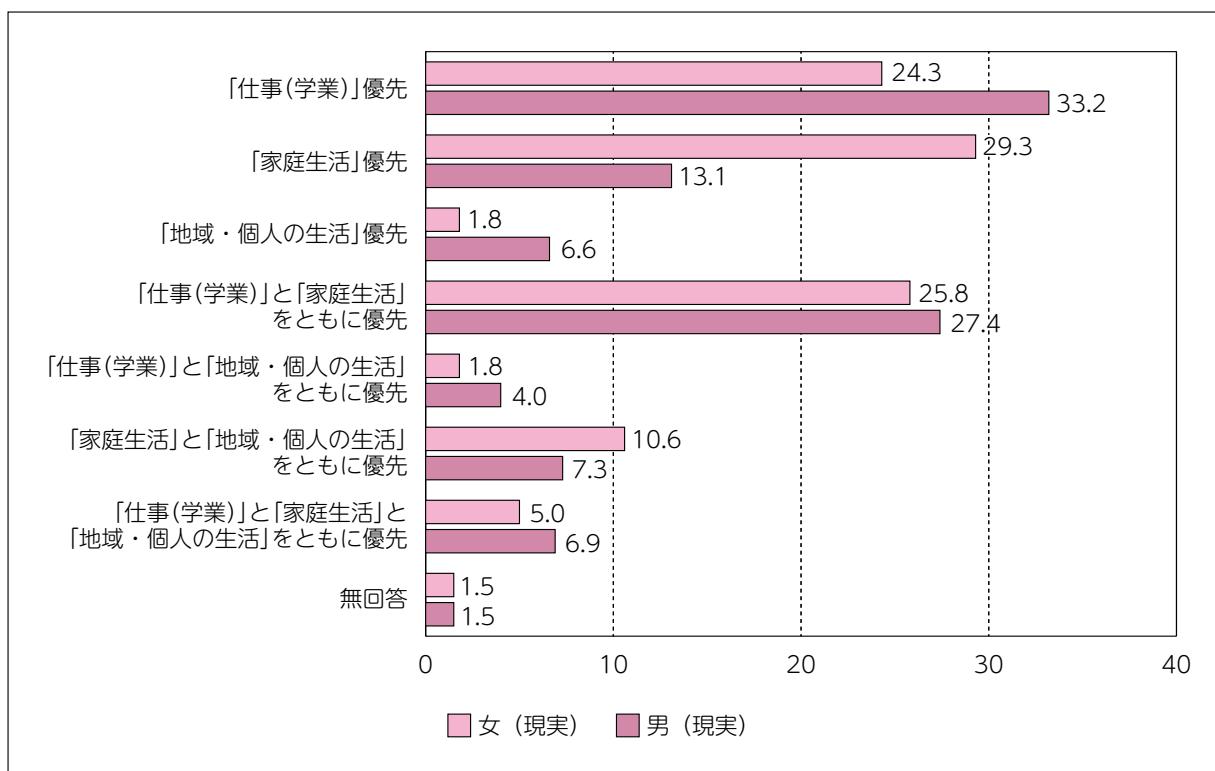
【資料：令和2年度佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査】

生活優先度の理想【男女別】



【資料：令和2年度佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査】

生活優先度の現実【男女別】



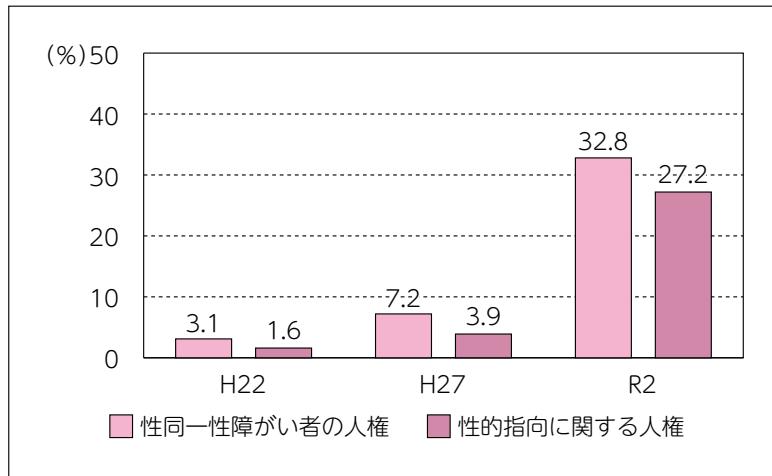
【資料：令和2年度佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査】

このような状況から、男女とも、仕事も仕事以外の生活も充実させるためには、長時間労働や転勤を当然とする労働慣行の見直し、業務量軽減の取組やデジタル技術の活用、フレックスタイムの推進など、多様な働き方や制度の導入促進を通じて、それぞれの状況に応じた働き方ができる職場環境の改善が必要です。

課題6 多様な性のあり方への理解の促進

関心のある人権問題

近年、LGBTなどの多様な性のあり方に対する社会の関心が高まりつつある一方で、社会の中には、知識が不足していることによる根深い偏見や差別があると言われており、社会生活上様々な場面において、困難を抱えながら暮らしていることが指摘されています。



【資料：令和2年度佐久市人権問題に関する市民意識調査】

一般的に、人は「男」と「女」といった生物学的な区別によって性別が決められますが、性のあり方は多様で複雑なものとなっており「生物学的な性」、「性自認」、「性的指向」、「性表現」の4つの要素があると考えられています。

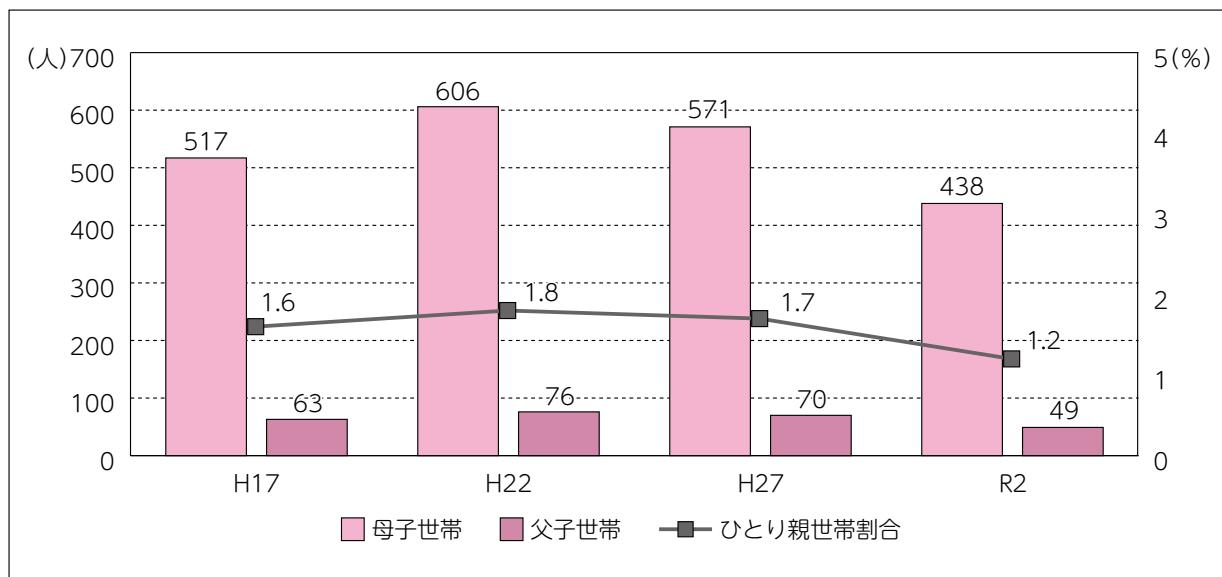
このような状況から、個人の人権が尊重され、お互いの個性を認め合いながら全ての人が安心して暮らしていくためには、多様な性のあり方についての正しい理解とそれを尊重する環境づくりが必要です。

課題7 貧困など生活上困難を抱える人への支援

少子高齢化の進行、未婚者・離婚者の増加により、我が国の世帯数は増加の一途をたどっています。

国勢調査によると、本市のひとり親世帯の状況は、令和2年は母子・父子家庭とともに、平成27年に比べ減少傾向にあるものの、総世帯の約1%がひとり親世帯となっています。

佐久市のひとり親世帯の推移



【資料：国勢調査】

特に、ひとり親世帯では、家計と子育てを一人で担うため経済的、精神的な負担が大きくなり、貧困など生活上困難な状況に直面する事例が多くあります。

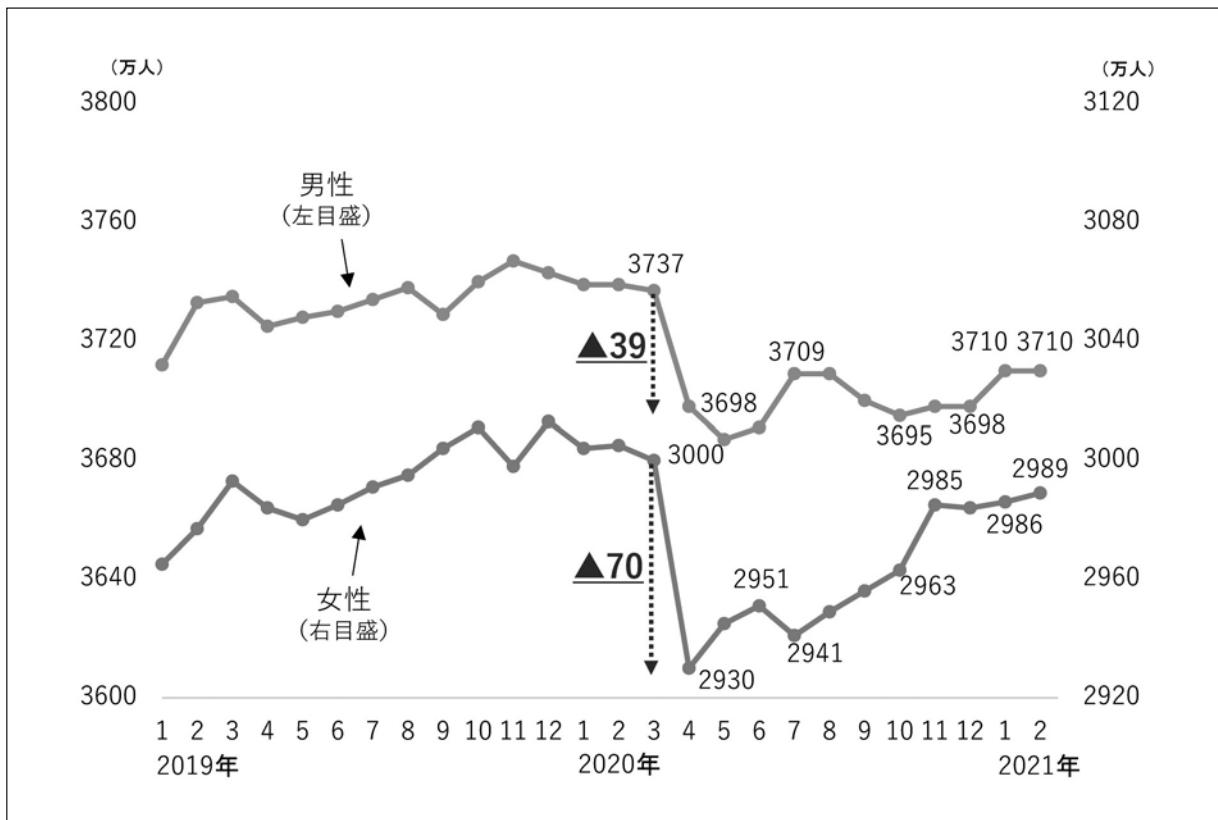
また、昨今では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらしています。

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会によると、国内で初めて緊急事態宣言が発出された令和2年（2020年）4月は、就業者数も雇用者数も、男女とも大幅に減少していますが、特に女性の減少幅が男性に比べ大きくなっています。

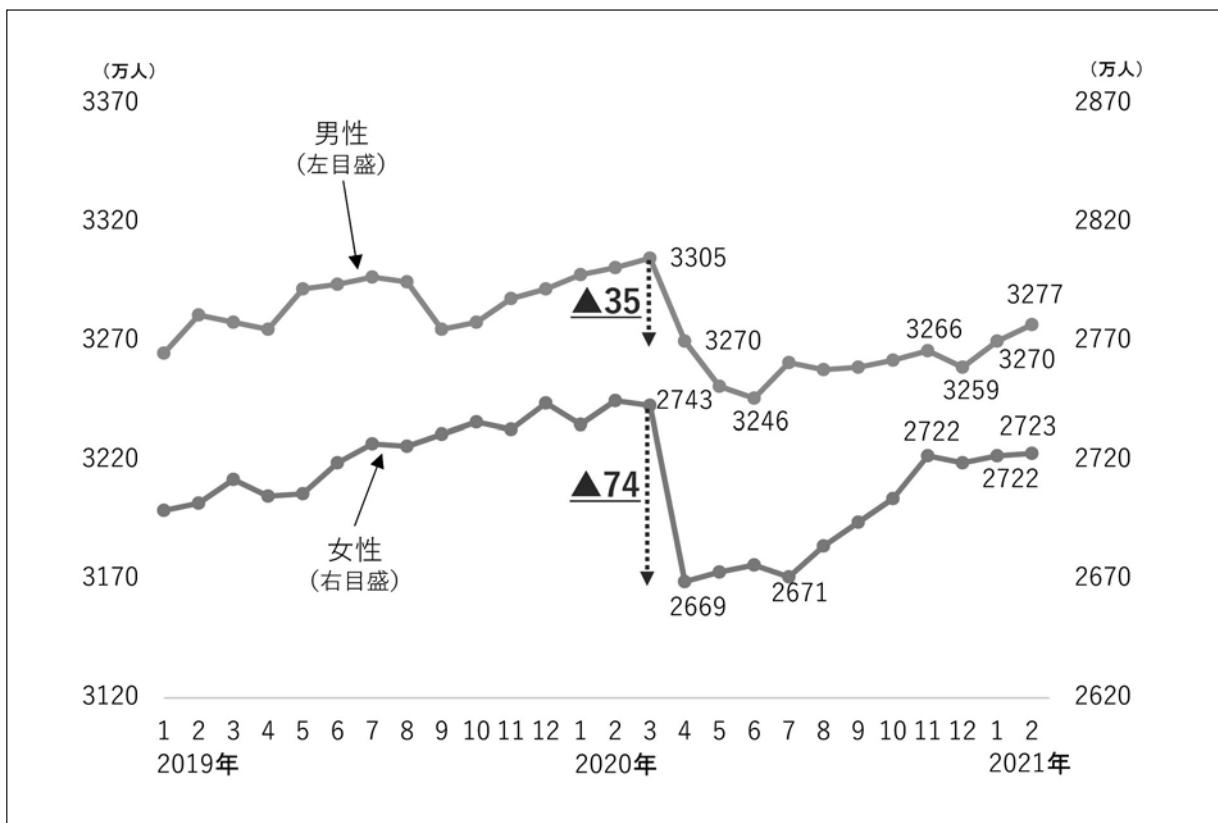
特に、女性が多数従事する非正規雇用の職場や飲食・サービス業などの影響が大きく、労働者の収入の減少や解雇など経済的困難に陥るケースも増えており、これが「女性の貧困」につながっていると言われています。

こうした状況から、関係機関と連携した相談体制の充実や雇用対策が必要です。

就業者数



雇用者数



【資料：コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会】

課題 8 男女の健康支援

生涯を通じて健康な生活を送り、男女が互いに身体的性差を理解し合い生きていくことは、男女共同参画社会の前提となるものです。

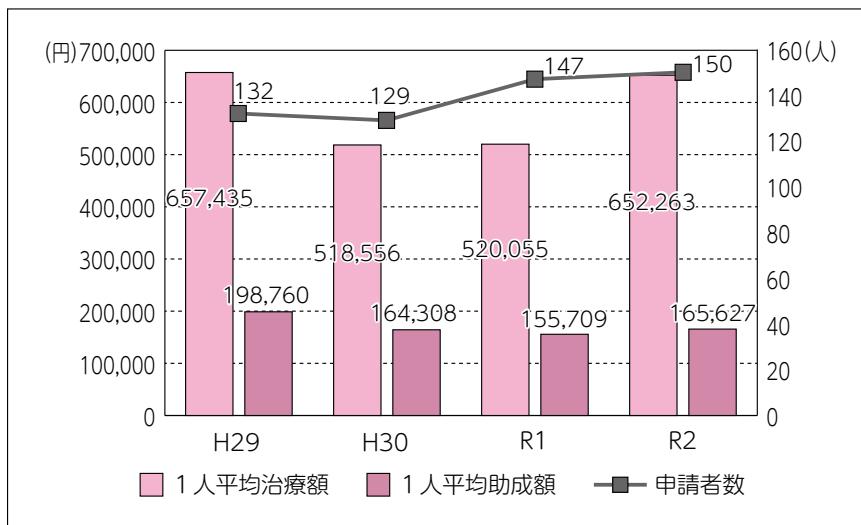
人生100年時代を迎える中、健康で自分らしい生活を送るために、各種健診や相談体制を充実させるとともに、地域の健康づくりの担い手である保健補導員と協力をしながら健康増進活動を継続して行う必要があります。

特に女性の身体は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／性と生殖に関する権利）」の視点が男女ともに必要です。

また、近年では、働く女性の増加や晩婚化・晚産化などにより不妊・不育に悩む夫婦も増加しています。

佐久市コウノトリ支援事業治療額及び助成額ならびに申請者数

本市の不妊治療、不育治療を受けた夫婦の治療費の一部を助成する「コウノトリ支援事業」の申請者数について見ると、令和2年度の申請者数は、150人となっており、平成29年度から比べ13.6%増加しています。



また、一人当たり平均治療額は、50万円から60万円台で推移しており経済的負担が重くのしかかっています。

このような状況から、不妊・不育に悩む夫婦に対する経済的支援や相談体制の充実が必要です。

課題 9 安心して相談できる体制の整備

性暴力、DV、ストーカー、各種ハラスメントなどの暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

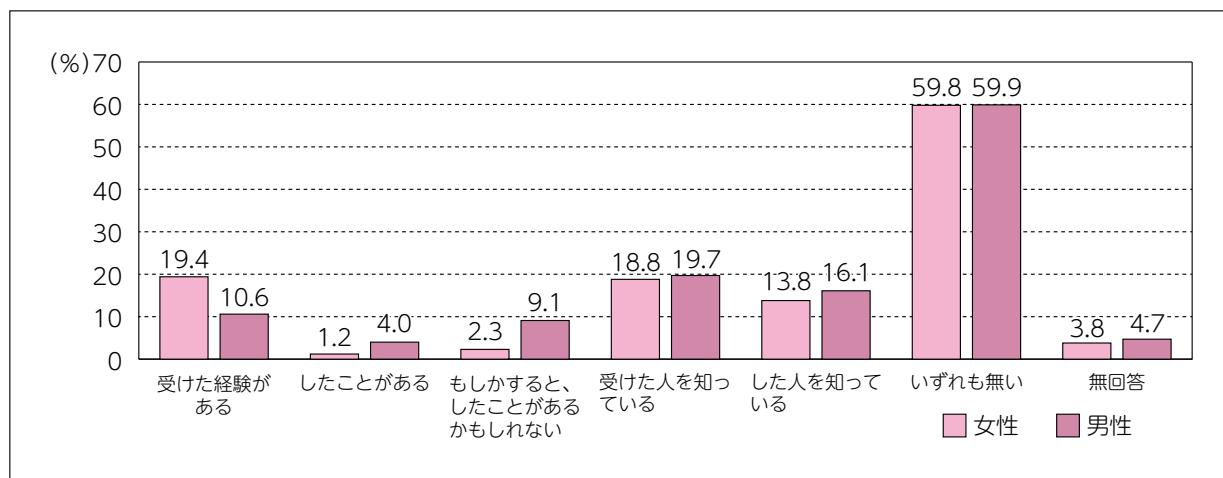
特に、女性に対する暴力は、男女の社会的地位の差や経済的な格差など「男性優位」の社会構造がもとになり、弱者への支配という女性の人権を軽視した考え方があることが考えられます。

また、DVは、配偶者や親密な関係にある者またはあった者からの暴力であり、潜

在化することで被害が深刻化しやすいという特徴があります。

市民意識調査では、身近な人から、身体的、精神的、性的な暴力を「受けた経験がある」と回答した市民は、女性で19.4%、男性で10.6%となっており、男性に比べ女性の方が被害に遭っていることがうかがえます。

身近な人からの暴力被害【男女別】

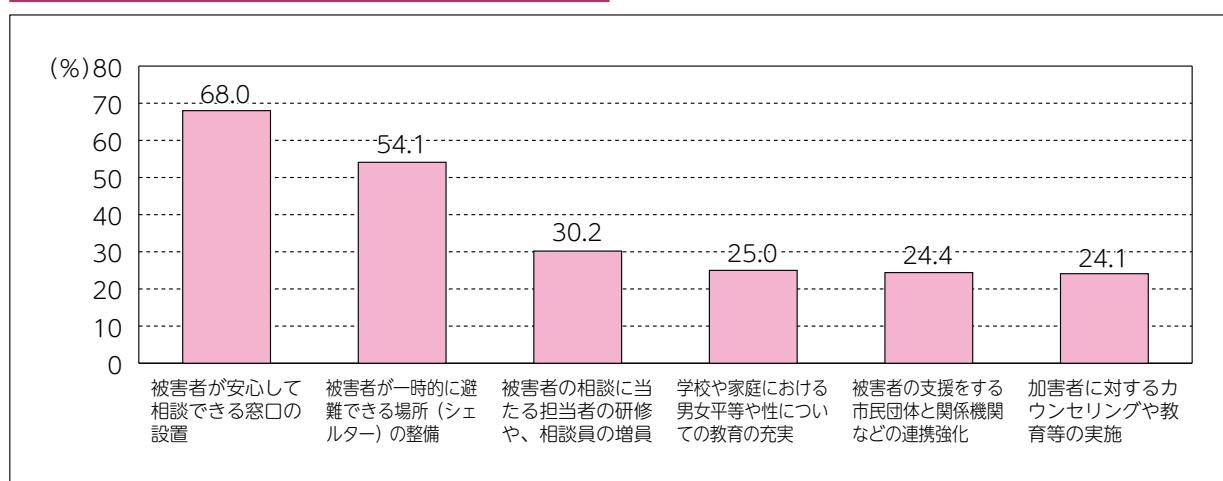


【資料：令和2年度佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査】

近年では、SNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、特定の個人を対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込みなど、暴力も多様化していることから、暴力を容認しない社会の実現に向け、一層の啓発が必要です。

また、暴力の被害者は精神的にダメージを受けていることから、被害者自らが安心して相談できる場所や、相談対応者の不適切な言動によって生じる二次的被害の発生なども考慮した体制の整備が必要です。

DV・ハラスメントなどの対策【上位6項目】



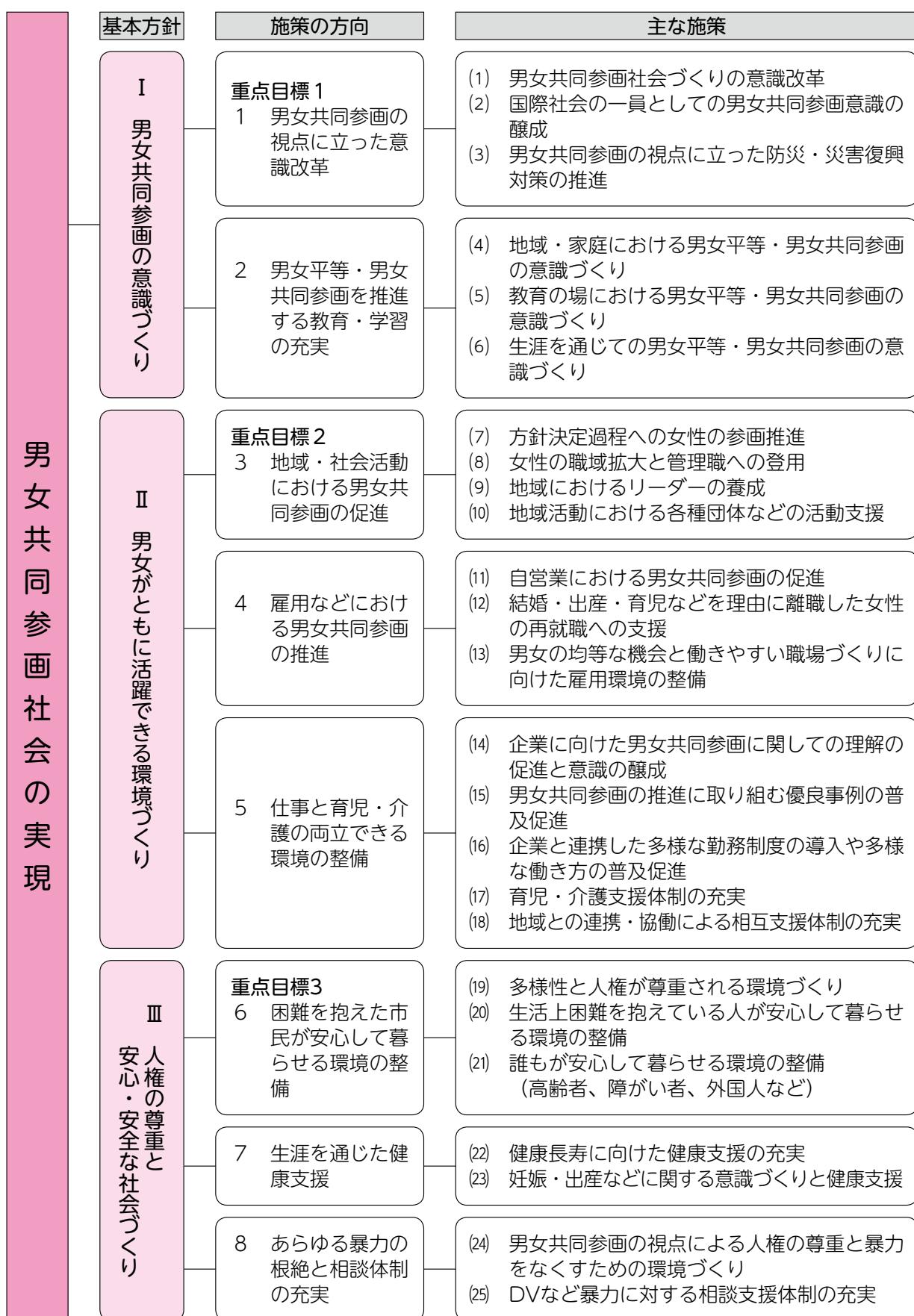
【資料：令和2年度佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査】



第3章

プランの内容

1 第四次佐久市男女共同参画プラン体系図



2 重点目標

佐久市における男女共同参画をめぐる課題を解決するため、次の3項目を重点目標に設定し、第四次佐久市男女共同参画プランを推進していきます。

重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革

一人ひとりが対等な構成員として責任を分かち合い、その個性と能力を発揮できる社会づくりの実現には、男女共同参画の視点に立った意識改革こそが重要な要素となります。

このため、固定的性別役割分担意識や性差による偏見など、意識の解消に向けた取組を推進していきます。

重点目標2 地域・社会活動における男女共同参画の促進

政策・方針決定過程に女性の参画が進むことは、職場や地域などにおいて、多様な視点やアイデアを取り入れることにつながり、異なるニーズへの対応力を高めた実効性のある政策となり、より暮らしやすい社会の実現にもつながります。

このため、あらゆる分野において女性の参画を促進し、女性の能力発揮に向けたキャリアアップへの支援を行うなど、女性活躍のための施策を推進し、地域・社会活動における男女共同参画の促進を図ります。

重点目標3 困難を抱えた市民が安心して暮らせる環境の整備

性別や年齢、国籍、障がいの有無などの違いにかかわらず、あらゆる人が自分らしく生きることができる社会づくりは、すべての活動において重要な要素となります。

また、昨今では新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、これまでの働き方や暮らし方が大きく変化し、女性や社会的に弱い立場にあるなど生活上の様々な困難を抱えている人が増えています。

このため、多様性と人権が尊重され、様々な困難を抱えた市民が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

3 基本方針と施策の方向

基本方針 I 男女共同参画の意識づくり

性別によって制約されることなく、社会のあらゆる場面で、その個性と能力を十分に発揮できる多様な選択の機会が確保できる社会を実現するため、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。

子どもから大人まで生涯を通じた男女平等・男女共同参画の視点に立った総合的な教育・学習の充実を図ります。

施策の方向 1 男女共同参画の視点に立った意識改革



主な施策	施策内容	担当課
	男女共同参画社会の実現に向けて、固定的性別役割分担意識の解消に向けた講演会の開催や広報・啓発活動を推進します。	人権同和課
(1) 男女共同参画社会づくりの意識改革	5年に1度の男女共同参画社会に関する市民意識調査や「佐久市男女共生ネットワーク」主催の市民フォーラムなど、各種イベントにおけるアンケート調査を実施・分析し、現状と課題を認識して対策に活かします。	人権同和課
	男女共同参画意識づくりの推進団体である「佐久市男女共生ネットワーク」と連携を図り、多くの市民が参加しやすい各種講演会・研修会などを開催し、意識の啓発活動を行います。	人権同和課

主な施策	施策内容	担当課
(2) 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成	誰一人取り残さない住みやすい社会の実現を目指し、持続可能な開発目標（SDGs）の中の「ジェンダー平等」について、各種講演会・研修会などを通じて、男女共同参画社会に向けた意識づくりに取り組みます。	人権同和課
	「国際交流ネットワーク佐久」・「佐久市国際交流ボランティア合同会議」など国際交流団体と連携し、国際社会の一員として男女共同参画の視点に立った国際交流の推進を図ります。	移住交流推進課
	中学生の海外研修事業・子ども交流研修を実施する中で、男女共同参画の視点に立った国際理解と国際感覚を身につけます。	生涯学習課
(3) 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策の推進	平時から、男女共同参画の視点を取り入れた訓練などを開催するとともに、消防団の地域防災活動に男女がともに参加できる環境づくりを推進します。	危機管理課

施策の方向2 男女平等・男女共同参画を推進する教育・学習の充実



主な施策	施策内容	担当課
(4) 地域・家庭における男女平等・男女共同参画の意識づくり	男女がともに家庭における家事・育児・介護へ参画し、多様なライフスタイルを選択できるよう、意識づくりに取り組みます。	人権同和課
(5) 教育の場における男女平等・男女共同参画の意識づくり	幼児期から、一人ひとりの人権を尊重し、その個性を伸ばす保育を進めます。	子育て支援課
	児童・生徒に男女平等・男女共同参画に関する理解を促し、その個性を伸ばした将来のキャリア形成ができるよう教育の推進を図ります。	学校教育課
	男女平等と相互協力の意識を高め、男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、保育士、教職員、保護者などに対し、広報・啓発活動を進めます。	子育て支援課 学校教育課
(6) 生涯を通じての男女平等・男女共同参画の意識づくり	自らの意思に基づき、学び方・働き方・生き方を選択できるよう、幼児期から生涯にわたって、男女平等・男女共同参画における教育・学習機会の充実を図ります。	人権同和課
	ジュニアリーダー研修などの機会を通じて、相互協力の意識を高め、男女共同参画社会づくりを意識した青少年健全育成事業を推進します。	生涯学習課
	公民館活動に、男女共同参画の視点を取り入れ、その重要性について理解を促すとともに、「男性向け料理講座」など、固有的性別役割分担意識の解消に向けた各種講座を行います。	中央公民館

基本方針Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

地域や社会活動における方針決定過程に男女共同参画の視点を反映させるため、あらゆる分野にチャレンジする（したい）女性を支援します。

多様な勤務制度の導入や、柔軟な働き方の普及促進に努め、男女がともに働きやすい環境の整備に努めます。

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、子育て・介護支援体制の充実を図ります。

施策の方向3 地域・社会活動における男女共同参画の促進



主な施策	施策内容	担当課
(7) 方針決定過程への女性の参画推進	各種審議会・委員会などの市政に対する方針決定過程に女性の視点を反映させるため、「佐久市女性活躍人材バンク」を活用し、女性の積極的な登用を推進します。	人権同和課
	「佐久平女性大学」を創設し、知識や技能の向上を図り、議会、各種審議会・委員会などで活躍できる人材を増やします。	人権同和課
	女性を含めた幅広い市民の意見を聴取するため、市が設置する各種審議会・委員会などに公募枠を設けるとともに、市民が市政に参画しやすい仕組みの充実を図ります。	広報広聴課
	地域の基盤を支える区などの運営に女性の視点を反映させるため、女性の参画を促進します。	総務課

主な施策	施策内容	担当課
(8) 女性の職域拡大と管理職への登用	市女性職員の管理・監督職への登用拡大に向け、若手・中堅女性職員を対象とした研修会を開催し、キャリア支援を行います。	総務課
	企業などに対し、方針決定過程に女性の視点を取り入れることの意義や組織に与える効果について発信するとともに、その環境づくりに向けた補助金の周知など、女性の意欲向上と責任ある職への登用拡大に向けた取組を促進します。	人権同和課 商工振興課
(9) 地域におけるリーダーの養成	「佐久平女性大学」を創設し、地域社会で活躍できる男女共同参画社会の推進リーダーを育成します。	人権同和課
(10) 地域活動における各種団体などの活動支援	男女共同参画社会の推進に向け、各種市民団体などの活動を支援します。	人権同和課

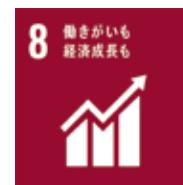


施策の方向4 雇用などにおける男女共同参画の推進



主な施策	施策内容	担当課
(11) 自営業における男女共同参画の促進	家族経営協定の締結を促進し、農業経営における女性の地位を確立します。	農政課
	ライフステージに応じた柔軟な働き方の導入やICT技術の活用により、男女がともに働きやすい環境整備を支援します。	商工振興課
(12) 結婚・出産・育児などを理由に離職した女性の再就職への支援	出産・育児などを理由に離職した女性に対し、再就職・創業への動機づけのための機会や相談の場を設け支援します。	子育て支援課 商工振興課
(13) 男女の均等な機会と働きやすい職場づくりに向けた雇用環境の整備	非正規雇用労働者の雇用環境の改善などの取組を促進します。	商工振興課
	「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」の策定周知や、働きやすい職場づくりに向け、厚生労働大臣が企業に認定する「えるばし認定」などに関する情報について周知します。	人権同和課 商工振興課
	企業のポジティブ・アクションなどを推進するため、公共調達を行う場合は、ワーク・ライフ・バランスなどの推進企業に対し加点評価を行います。	契約課
	「女性活躍推進法に基づく佐久市特定事業主行動計画」に基づき、育児休業など各種休暇制度の利用を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	総務課
	誰もが能力などを最大限に発揮し、「働きやすさ」と「働きがい」を実現できる職場環境の改善を促進します。	商工振興課

施策の方向5 仕事と育児・介護の両立できる環境の整備



主な施策	施策内容	担当課
(14) 企業に向けた男女共同参画に関する理解の促進と意識の醸成	職場において男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」などの関係法及び各種制度の周知・啓発を進め、活用の促進を図ります。	商工振興課
	多様な勤務制度の導入や、柔軟な働き方の推進など、企業に向けた働き方改革の促進と、男女共同参画に関する理解を促進し意識の醸成を図ります。	商工振興課
(15) 男女共同参画の推進に取り組む優良事例の普及促進	男女共同参画を積極的に推進している企業を表彰するとともに、好事例の公表を行い、男女共同参画の推進について周知・啓発を図ります。	人権同和課
(16) 企業と連携した多様な勤務制度の導入や多様な働き方の普及促進	多様なライフスタイルの実現に向け、テレワークやフレックスタイムなど多様な勤務制度の導入や、柔軟な働き方の普及促進に努め、働きやすい職場環境の推進に努めます。	商工振興課

主な施策	施策内容	担当課
(17) 育児・介護支援体制の充実	乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など、保護者の就労支援のための特別保育のさらなる充実を図ります。	子育て支援課
	仕事と家庭の両立を支援するため、児童館などの子どもの居場所づくりに関する取組を推進します。	子育て支援課
	子育て家庭の不安を解消し、安心して社会参画できるよう、子育て専門相談員による悩みの相談・助言、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て講座の開催、子育て中の親子が交流する場の提供など子育て支援の強化を図ります。	子育て支援課
	高齢化の進展に伴い、仕事と介護の両立を支援するため、介護を必要とする高齢者いる世帯に対し、個人の状況に合わせた適切な介護サービスを提供するとともに、その利用方法の周知や相談体制の充実を図ります。	高齢者福祉課
(18) 地域との連携・協働による相互支援体制の充実	信州型コミュニティスクールの運用により、地域団体と学校のマッチングにより相互の活動の活性化を図ります。	学校教育課
	地域課題の解決に向け、「佐久市市民活動サポートセンター」が核となり、市民との協働による支援体制の充実を図るため、地域の団体や様々な機関などを結びつけるネットワークを構築します。	広報広聴課

基本方針Ⅲ

人権の尊重と安心・安全な社会づくり

多様な性のあり方について正しい理解を広め、当事者が抱える悩みについて相談できる体制の整備に努めます。

貧困など生活上困難な状況におかれている市民が、安心して暮らせる環境の整備を図ります。

生涯を通じた健康支援を図ります。

あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発、相談支援体制の充実を図ります。

施策の方向6 困難を抱えた市民が安心して暮らせる環境の整備



主な施策	施策内容	担当課
(19) 多様性と人権が尊重される環境づくり	多様な性のあり方について正しい理解を広め、性的マイノリティに対する差別や偏見の解消を図り、多様性と人権が尊重される環境づくりを推進するとともに、当事者が抱える悩みについて、相談できる支援体制の整備に努めます。	人権同和課
(20) 生活上困難を抱えている人が安心して暮らせる環境の整備	ひとり親家庭の親に対する就労支援、子どもに対する学習支援など、世帯の実情に応じた細やかな支援に努めます。	子育て支援課 学校教育課
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、女性の雇用環境や家庭生活にも重大な影響を及ぼしていることから、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。	人権同和課 福祉課

主な施策	施策内容	担当課
(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備（高齢者、障がい者、外国人など）	高齢者が生きがいを持って暮らし、健康で長生きできる環境づくりを推進します。	高齢者福祉課
	障がい者が自分らしく安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、社会参加の促進を図ります。	福祉課
	外国籍市民の多文化共生の観点から、多様性を活かした交流事業や相談体制の充実を図ります。	移住交流推進課
	誰もが分かりやすい・使いやすい地域公共交通の構築を目指し、利便性及び快適性を兼ね備えた環境づくりを推進します。	生活環境課



施策の方向7 生涯を通じた健康支援



主な施策	施策内容	担当課
(22) 健康長寿に向けた健康支援の充実	人生100年時代に向け、各種健診に関する情報提供や受診勧奨を積極的に実施し、健康意識の向上を図ります。	健康づくり推進課
	こころの相談窓口を充実させ、こころの健康に関する啓発や相談対応者の資質の向上を図ります。	健康づくり推進課
(23) 妊娠・出産などに関する意識づくりと健康支援	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）を保障し、ライフステージ全般にわたる心身の健康づくりの推進と相談体制の充実を図ります。	健康づくり推進課
	生涯にわたる身体と心の健康づくりの基盤とするため、乳幼児期の生活リズムや食生活の大切さについて、啓発及び相談体制の充実を図ります。	健康づくり推進課
	学校教育活動を通じて、思春期における心と体の健やかな成長を促すため、性に関する正しい知識を身につけるなど、教育の充実を図ります。	学校教育課
	妊娠した女性への配慮に加え、不妊・不育症に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。	健康づくり推進課

施策の方向8 あらゆる暴力の根絶と相談体制の充実



主な施策	施策内容	担当課
(24) 男女共同参画の視点による人権の尊重と暴力をなくすための環境づくり	性暴力、DV、ストーカー、各種ハラスメントなど、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育に取り組むとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発活動を推進します。	人権同和課 福祉課
	インターネット上の性的有害情報や誹謗中傷など、新たな形の暴力の被害防止、加害行為抑止のための啓発を図り、情報モラル教育やいじめ防止の教育などを実施します。	学校教育課
(25) DVなど暴力に対する相談支援体制の充実	相談窓口の周知や相談対応者の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。	福祉課





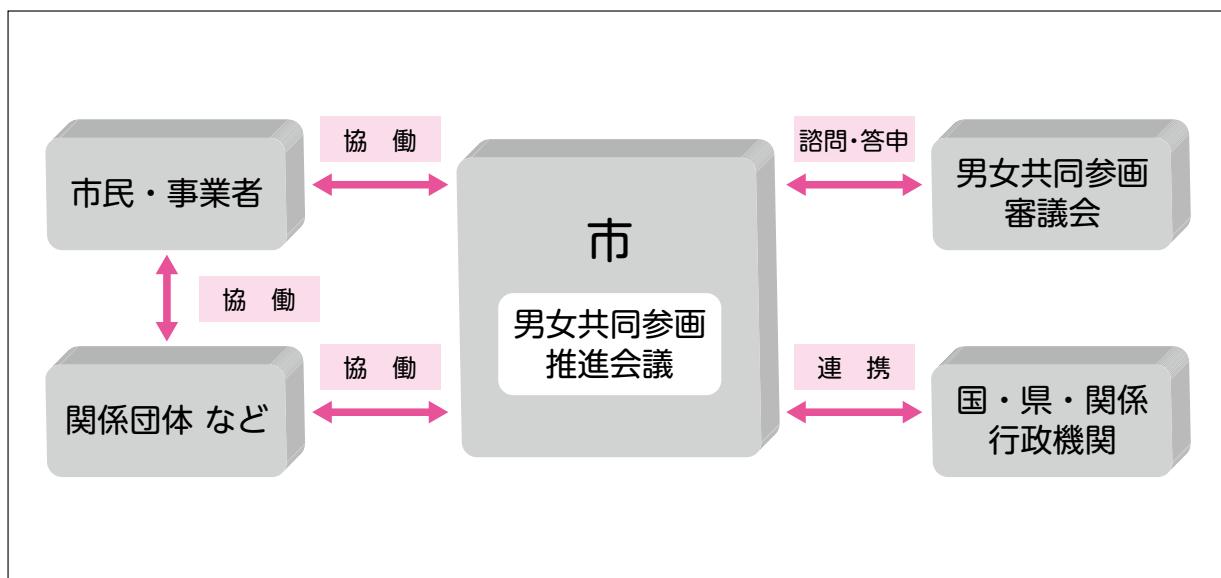
第4章

プランの推進

1 男女共同参画プラン推進体制の強化

男女共同参画の推進のため、市・市民・事業者が自ら果たす役割を認識し、協力して取り組んでいく必要があります。

本市では、総合的、計画的に男女共同参画を推進していくため、次の体制の充実を図ります。



●佐久市男女共同参画推進会議

庁内推進組織である「佐久市男女共同参画推進会議」を設置し、関係部局との連携を図りながら、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、効果的な計画の推進を図ります。

●佐久市男女共同参画審議会

佐久市男女共同参画推進条例第18条に基づく「佐久市男女共同参画審議会」を設置し、市長の諮問に応じて答申を行うほか、必要に応じて男女共同参画プランの推進に関する総合的施策及び重要事項に関する調査・審議します。

●男女共同参画推進関係団体との連携

市内の男女共同参画推進団体と協働・連携して推進体制を充実させるとともに、地域全体の男女共同参画の推進を図ります。

●国・県・関係機関との連携

男女共同参画に関する各種事業の実施に当たり、国・県・関係団体との連携を図ります。

2 男女共同参画プラン期間内の達成目標

取組の目標として、具体的でわかりやすい達成目標を設定します。

	主な施策	指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
I 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画社会づくりの意識改革	「男女共同参画社会」という用語の周知度	31.0%	50%
		社会全体が男女平等だと思う市民の割合	12.8%	40%
	(3) 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策の推進	男女共同参画の視点を取り入れた訓練の実施	1回	2回以上
		女性消防団員の加入者数	48人	60人
	(5) 教育の場における男女平等・男女共同参画の意識づくり	学校教育の場は男女平等だと思う市民の割合	55.1%	80%
II 男女がともに活躍できる環境づくり	(7) 方針決定過程への女性の参画推進	審議会などにおける女性委員の登用率	25.3%	50%
		「佐久平女性大学」を卒業し、「佐久市女性活躍人材バンク」に登録した割合		100%
	(8) 女性の職域拡大と管理職への登用	市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	14.4%	25%
	(12) 結婚・出産・育児などを理由に離職した女性の再就職への支援	再就職支援により、子育て期に再就職した女性数	36人	45人
		「じぶんはたらき方講座」への女性参加者数及び講座により創業した女性数	参加者数：23人 創業者数：4人	参加者数：100人 創業者数：20人
		市建設工事入札参加資格者の資格総合点数または総合評価落札方式における労働環境の加点項目の追加件数		2件以上
	(13) 男女の均等な機会と働きやすい職場づくりに向けた雇用環境の整備	市男性（対象）職員の育児休業取得率	育児休業取得率：9.7% 配偶者出産支援休暇及び育児参加休暇の合計が5日以上の取得率：19.4%	育児休業取得率：5%以上 配偶者出産支援休暇及び育児参加休暇の合計が5日以上の取得率：50%
		「社員の子育て応援宣言！」登録企業数	90社	120社
		「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	28.3%	35%
安心・安全な人権の尊重と人権の尊重と 社会づくり	(21) 誰もが安心して暮らせる環境の整備（高齢者、障がい者、外国人など）	相談対応言語の拡充	3言語	4言語
	(22) 健康長寿に向けた健康支援の充実	特定健診受診率	41.0% (令和元年度)	53%
	(25) DVなど暴力に対する相談支援体制の充実	DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合	53.3%	85%



参考資料

- ◆用語解説
- ◆男女共同参画社会基本法
- ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ◆佐久市男女共同参画推進条例
- ◆諮詢
- ◆答申
- ◆佐久市における男女共同参画のあゆみ
- ◆第四次佐久市男女共同参画プラン策定の経過
- ◆佐久市男女共同参画審議会委員名簿

◆用語解説

あ行

アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）	誰もが意図せず潜在的に持っている偏見のこと。環境、教育、属性などから影響を受け、既成概念、固定観念となっていく。
SNS	友人・知人などの社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。
LGBT	Lesbian（女性として女性が好きな人）、Gay（男性として男性が好きな人）、Bisexual（男女どちらにも性愛感情を抱く人）、Transgender（生物学的な性と性自認が異なる人）の頭文字をとったもの。
えるばし認定	女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良な企業に対して、厚生労働大臣の認定を受けた企業の証のこと。
エンパワーメント	「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員として自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

か行

家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境などについて取り決める協定のこと。
固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

さ行

ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。 人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
-------	---

信州型コミュニティスクール	<p>長野県では各学校が地域との間に築き上げてきた土台の上に、新たに、学校運営参画、協働活動、学校評価機能を一体的・持続的に実施する仕組みを「信州型コミュニティスクール」として構築し、学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりを進めているもの。</p> <p>県内の全ての公立小中学校で信州型コミュニティスクールが行われている。</p> <p>県教育委員会では、信州型コミュニティスクール促進事業により「地域と共にある学校づくり」がより充実したものになるよう、信州型CSアドバイザーの派遣などの支援を行っている。</p>
性的指向・性自認 (性同一性)	<p>性的指向 (Sexual Orientation) とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認 (Gender Identity) とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ (性同一性) を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。</p>
性的マイノリティ	<p>同性を好きになる人や自分の性に違和感を感じている人などのこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。</p>
性の4要素	<p>性のあり方は、生物学的な性（体の性）、性自認（心の性）、性的指向（好きになる性）、性表現（表現する性）の4つの要素で成り立っていること。</p>

た行

男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。</p>
DV（ドメスティック・バイオレンス）	<p>日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」とも呼ばれる。</p>

は行

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
----------------------	---

ら行

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p>
---------------------------------	--

わ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。
------------------------	--

◆男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(以下略)

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日号外法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雜則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、

相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」とい

う。) を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活にお

ける活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定め

られた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるとときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

（報告の徵収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、

同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下略)

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつ

た者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるも

のとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又は

その性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
 - 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けで著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
 - 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- (管轄裁判所)
- 第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）
- 第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立

ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関する配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
 （保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭

弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日

から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表（略）

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

(以下略)

◆佐久市男女共同参画推進条例

(平成26年3月24日条例第3号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第17条）
- 第3章 男女共同参画審議会（第18条—第24条）
- 第4章 雜則（第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内において活動する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により、その個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力等をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

- (3) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の活動とを両立して行うことができるよう配慮されること。
- (4) 性別による固定的な役割分担意識から生じた制度及び慣行が、男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (5) 生涯にわたる性及び妊娠、出産等の生殖に関し、男女が互いに理解を深め、共に健康な生活を営む権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画社会の形成が国際社会における取組と密接な関係を有することに鑑み、国際社会の動向に配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県その他の地方公共団体、市民、事業者及び教育関係者と連携し、取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制の整備及び職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できる環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(地域における男女共同参画の推進)

第7条 何人も、地域における活動において、男女共同参画が推進されるよう努めなければならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第8条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画に対する理解が深まるよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助長し、又は連想させるような表現
- (2) 過度の性的表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画プラン)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画プランは、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画プランを策定するに当たり、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、佐久市男女共同参画審議会に諮問し、その意見を聽かなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画プランを定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画プランの変更について準用する。

(実施状況報告書の作成)

第12条 市長は、毎年度、男女共同参画プランに基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合調整及び計画的な実施に必要な体制を整備するものとする。

(市の施策)

第14条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動その他適切な措置を講ずること。
- (2) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するために必要な情報の提供その他の措置を講ずること。
- (3) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識を醸成すること。
- (4) 女性があらゆる分野で活躍することを支援し、もって男女共同参画社会の実現を図るために、佐久平女性大学を設置すること。
- (5) 社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する施策の策定並びに施策を効果的に実施するために必要な調査及び研究を行うこと。
- (7) 男女が共に家庭生活における活動と職業生活等社会における活動とを両立することができるよう子育て、家族の介護等において必要な支援を行うこと。

(事業者の報告及び表彰)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組状況等について報告を求めることができる。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている事業者に対し、佐久市男女共同参画審議会の意見を聴いて、これを表彰することができる。

(苦情の申出等)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、市長に申し出ができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、佐久市男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。

(被害の相談)

第17条 市は、性別を理由とする差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスによる人権侵害に関して相談があったときは、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第18条 男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、佐久市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第19条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議するほか、必要に応じ男女共同参画推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び変更に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する事項
- (3) 事業者の表彰に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項

(組織)

第20条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第21条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものと

する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、市民健康部において処理する。

第4章 雜則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第2次佐久市男女共同参画プランは、第11条第1項の規定により策定された男女共同参画プランとみなす。

(以下略)

◆ 諒問

3佐人第28号
令和3年6月30日

佐久市男女共同参画審議会
会長 中村直子様

佐久市長 柳田清二

第四次佐久市男女共同参画プランの策定について（諮詢）

本市では、平成26年度に「佐久市男女共同参画推進条例」を制定し、同条例に基づき、「第3次佐久市男女共同参画プラン」まで引き続き策定を行い、男女共同参画社会の実現に向け各種施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

現計画以降、人口減少社会の本格的な到来や人口知能（AI）による技術進歩、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大など社会情勢は大きく変化しています。特に新型コロナウイルス感染症の拡大は、男女で異なる影響をもたらし、平常時におけるジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことが浮き彫りとなりました。

このことから、更なる女性活躍推進と男女共同参画社会の早期実現のため、令和4年度から令和8年度を計画期間とする「第四次佐久市男女共同参画プラン」の策定を行いたいので、佐久市男女共同参画推進条例第19条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

◆答申

令和4年1月24日

佐久市長 柳田 清二 様

佐久市男女共同参画審議会
会長 中村直子

第四次佐久市男女共同参画プランの策定について（答申）

令和3年6月30日付3佐人第28号で諮問がありました第四次佐久市男女共同参画プランの策定について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおりまとめましたので答申します。

記

本審議会は、平成26年4月に施行された「佐久市男女共同参画推進条例」に基づき、第四次佐久市男女共同参画プランの策定について、総勢15名の委員で、審議を重ね、市民目線、あるいは専門的な見地から、真摯かつ熱心に議論を重ねてきました。

また、審議に当たっては、市民意識調査の結果や、パブリックコメントによる意見を参考にし、本市の現状を踏まえ、男女共同参画社会の早期実現のため、今後5年間に本市が取り組むべき施策や目標について、別添の「第四次佐久市男女共同参画プラン（案）」のとおりまとめました。

計画の実施に当たっては、行政のみならず、市民一人ひとりがそれぞれの立場で、また家庭・地域・団体・企業などとともに取り組んでいくことを強く望みます。

なお、詳細については、市当局において検討のうえ計画を策定してください。

1 第四次佐久市男女共同参画プランに関する審議会案について

別添「第四次佐久市男女共同参画プラン（案）」のとおり

2 第四次佐久市男女共同参画プランに当たって留意いただきたい事項

第四次佐久市男女共同参画プランに当たっては、次の点に留意するよう要望します。

- (1) 本プランに基づく取組を着実に進めるため、進捗状況を本審議会に報告するとともに、市民に公表し、情報の共有を図られたい。
- (2) 本審議会での審議過程において各委員から出された様々な意見に留意し、具体的な施策を実施する際に十分配慮されたい。

◆佐久市における男女共同参画のあゆみ

年 月	内 容
平成19年(2007)年 3月	「佐久市男女共同参画プラン」策定
平成24年(2012)年 3月	「ともにひらく21 第2次佐久市男女共同参画プラン」策定
平成26年(2014)年 4月	「佐久市男女共同参画推進条例」施行
平成26年(2014)年 4月	「佐久市男女共同参画審議会」設置
平成26年(2014)年11月	「佐久市男女共同参画推進事業者表彰実施要領」施行
平成29年(2017)年 3月	「ともにひらく21 第3次佐久市男女共同参画プラン」策定
令和 3 年(2021)年12月	「佐久市男女共同参画推進条例」一部改正
令和 4 年(2022)年 3月	「第四次佐久市男女共同参画プラン～自分らしく輝く令和の時代へ～」策定

◆第四次佐久市男女共同参画プラン策定の経過

年月日	会議名、内容など
令和2年(2020)年 8月21日	令和2年度第2回佐久市男女共同参画審議会 市民意識調査項目について審議
令和2年(2020)年 11月1日～30日	「令和2年度佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施 市内に居住する18歳以上の市民1,000人、回収率61.9%
令和3年(2021)年 2月12日～19日	令和2年度第4回佐久市男女共同参画審議会【書面】 市民意識調査報告書について審議
令和3年(2021)年 5月19日	令和3年度佐久市男女共同参画推進会議第1回幹事会 「第四次佐久市男女共同参画プラン」骨子案について協議
令和3年(2021)年 6月3日	令和3年度佐久市男女共同参画推進会議第1回委員会 「第四次佐久市男女共同参画プラン」骨子案について協議
令和3年(2021)年 6月30日	令和3年度第1回佐久市男女共同参画審議会 「第四次佐久市男女共同参画プラン」諮問・骨子案について審議
令和3年(2021)年 7月8日～8月8日	市民意見募集(パブリックコメント)① 「第四次佐久市男女共同参画プラン」骨子案について
令和3年(2021)年 9月6日～16日	令和3年度佐久市男女共同参画推進会議第2回幹事会【書面】 「第四次佐久市男女共同参画プラン」素案について協議
令和3年(2021)年 9月22日～30日	令和3年度佐久市男女共同参画推進会議第2回委員会【書面】 「第四次佐久市男女共同参画プラン」素案について協議

年月日	会議名、内容など
令和3年(2021)年 10月12日	令和3年度第2回佐久市男女共同参画審議会 「第四次佐久市男女共同参画プラン」素案について審議
令和3年(2021)年 11月16日	佐久市議会 全員協議会 「第四次佐久市男女共同参画プラン」素案について説明
令和3年(2021)年 11月19日～12月19日	市民意見募集（パブリックコメント）② 「第四次佐久市男女共同参画プラン」素案について
令和4年(2022)年 1月14日～20日	令和3年度第3回佐久市男女共同参画審議会【書面】 「第四次佐久市男女共同参画プラン」答申案について審議
令和4年(2022)年 1月24日	「第四次佐久市男女共同参画プラン」答申
令和4年(2022)年 2月4日	部長会議 「第四次佐久市男女共同参画プラン」計画案について協議

◆佐久市男女共同参画審議会委員名簿

(令和2年5月20日～令和4年5月19日)
(敬称略)

	氏 名	団体名等
会長	中村 直子	佐久商工会議所女性会会長
副会長	佐々木知子	元パートナーシップ佐久会長
委員	小林恵理子	佐久子育てわくわく団
	吉田 寧裕	佐久市男女共同参画推進事業者
	浅田みさ子	佐久市農業委員
	石山 道泰	佐久市区長会副会長
	奥村 繁子	佐久市社会教育委員
	春日 利夫	佐久市男女共生ネットワーク
	小林 尚美	佐久市教育委員
	高 裕次	司法書士会佐久支部
	簾田 雅恵	佐久人権擁護委員協議会
	両澤 正子	主任児童委員
	五十嵐芳孝	公募委員
	上原 節	公募委員
	山浦 孝	公募委員

第四次佐久市男女共同参画プラン ～自分らしく輝く令和の時代へ～

令和4年3月
発行 佐久市
長野県佐久市中込3056番地
TEL : 0267-62-3135 FAX : 0267-64-1157
E-mail : jinken@city.saku.nagano.jp
編集 市民健康部人権同和課



佐久市